

論点提供：理論と実践の交流はどう紡がれたか

伍賀借子

第8章「関西における労働運動フェミニズムと竹中理論」において、竹中理論がどのように女性労働運動や市民運動に影響を与えたかを、実際の運動展開に沿って検証した。栗田啓子による本書の「概要」解説では、この連携を「理論と実践の融合という稀有な結果」としている。(5頁)

また、伊田久美子によれば、(関西における)「女性労働運動とフェミニズム運動との緊密な連携」を「貴重な例外」と規定している(「大原社会問題研究所雑誌」680号2015.6)。ここでは、竹中理論と実践の交流について述べているが、理論が運動に結びつくことの力強さと、共同学習運動の場の組織化と次世代への継承について、一般に普遍化して共有したいと思う。

< 1 > 竹中理論と運動の結びつき

1. 女性の低賃金問題とコンパラブルワース

『月刊総評 婦人問題特集号』(毎年春闘時に発行され、編集は特集号のみ総評婦人対策部)において、65年「婦人のしごとと賃金」、71年「婦人の低賃金と今日の課題」、73年「春闘と女の賃金」の竹中論文が連続掲載され、「春闘方式」批判も提起された。

女性の低賃金について、「女は勤続年数が短いから」「単純労働だから」というような現象の解説や指摘が一般的な論調なのに対して、なぜそうなるのかを根本的構造的に明らかにされた。つまり、女性の低賃金は、労働力の再生産を無償の家事労働に委ねる性別役割分担による構造的差別による問題として、資本主義の根源的な問題として、提起されたのである。

竹中論文が連続掲載されるに至ったのは、60年春闘を前にして、総評婦人対策部から「賃金の男女差撤廃」を春闘の柱にすえるように、春闘共闘委員会に要請したが、この要請は春闘共闘委から無視された(『総評婦人二十五年の歴史』)ので、毎春闘時に「春闘婦人討論集会」を9ブロックで開催するようになり、女性たちの理論的テキストとして掲載されたと推測できる。➡この女性たちの要請は、63年春闘には反映された。

1960年第5回「はたらく婦人の中央集会」でILO100号(同一労働同一賃金)条約批准運動を決議して、署名運動推進の過程で、単産・単組でも、初任給・年齢給における男女差別是正の運動が大きく前進した。

石油危機を契機とする、高度経済成長から低成長への転換の下で、労働運動全体が「大幅賃上げ」から「雇用確保」にシフトしていく過程で、男女同一労働同一賃金原則を現実化する道程は、遠いものとなっていった。だが、女性たちは、性差別賃金是正・撤廃を求めて裁判闘争に立ち上がり、先進的な運動と判例を重ねた。

竹中は、世界のコンパラブルワース(同一労働同一賃金原則)運動に学び、日本で実現していくための課題を積極的に提起していった。例えば、総評解散の翌年「90ゼミナール女の労働」(6講座/女労研主催)で、世界のコンパラブルワース(ペイ・エクイティ)運動を具体的に紹介して、日本での実践を呼びかけている。この講義に学んだ女性たちの中に、後に「京ガス男女賃金差別撤廃」裁判の原告となった屋嘉比ふみ子がいて、

「竹中さんや森（ます美）さんたち研究者の理論を現場で実践に移すことが、運動に関与する者としての使命」と決意して裁判闘争に立ちあがり、2001年にペイ・エクイティを実質認める京都地裁判決を日本で最初に獲得した。「最後まで果敢に闘うことができたのは、全国の運動団体や個人からの絶大な支援の存在はさることながら、研究者の優れた理論による先導だったと心から感謝している」と述べている。（『竹中恵美子の女性労働研究 50年』2009年／ドメス出版の第2部「竹中理論と私の出会い」における屋嘉比手記から筆者要約）

同一価値労働同一賃金原則は、男女差別撤廃から、いまや、正規と非正規労働の差別撤廃として、労働運動の喫緊の課題となっている。

竹中の重要な指摘として、同一価値労働同一賃金原則は差別撤廃のための原則ではあるが、生存権に値する賃金の最低保障のためには、最低賃金底上げやリビングウエッジの運動のように、企業の枠をこえた横断的な運動との結合が重要であると。

2. 保護か平等かの二者択一論＝女子過保護論に対して、統一の理論を提起

経済界の「女子過保護論」は、70年10月の東京商工会議所の「労働基準法改正意見書」に代表されていたが、74年の第19回はたらく婦人の中央集会の記念講演において、竹中は、「母性保護要求は、母性をもつ婦人労働者の人間としての自己を取り戻すたかひ、生存権の要求である。男女平等の労働権は、母性保護の権利によって高められえたり、母性保護が平等への不可欠の環である。資本の生産力至上主義はこれを“冗費”としてきりつめるので、母性保護をめぐる闘争は激しい階級闘争の様相を持たざるをえない」と激励し、母性保護に関わる企業負担を、個別企業ではなく、社会保障形態、社会的ファンドにプールする方向性と、男子の労働条件を女子保護水準並みに引き上げることで差を縮めることが重要であると提起した（74年『月刊総評婦人問題特集号』）。

さらに後の論文では、女性差別撤廃条約を踏まえて、従来の母性保護概念を——①生殖機能 ②出産・哺乳 ③育児——に分けて、②のみ母性保護とし、①③は両性保護として拡充すべしと提起した。

➡このような明快な方向性を得て、大阪総評女性運動のスローガンは、「結婚しても出産しても働き続けられる労働条件を」「女性の既得権剥奪反対」から「女も男も人間らしい労働と生活を」に発展した。

だからこそ、この時期、女子保護廃止と同時に並行して進められた労働時間法制はじめ労基法の全面改悪に反撃する運動を、婦人協が中小共闘と共に担って、大阪総評全体の運動におしあげたと自負するところである。

3. 均等法における「機会の平等論」の落とし穴

竹中は80年初頭から、「機会の平等が結果の平等に結びつく社会システムの変革」を提起し、家庭責任を負わない男性を規準とした「機会の平等」は性別分業を再編成するものであると、その落とし穴を批判し、「結果の平等」を提起した。

労相の私的諮問機関である「男女平等問題専門家会議」が82年5月に提言した「男女平等の判断基準」は、「機会均等を確保するのであって、結果の平等を志向するものではない」として、作成する雇用平等法のレーンルを引いた。

大阪総評婦人協は、同年6月直ちにこの「判断基準」批判の職場討議資料を作成して反撃した。批判のポ

イントは、①能力主義強化による女性の分断 ②「結果の平等」をめざす特別措置の否定は差別撤廃条約に反している—だった。この視点は、すべてのビラや教宣物に貫かれた。

労働4団体・全民労協声明が、「機会の平等」論の落とし穴に言及していない中で、大阪のこの主張は、歴史的な記録だと思う。マスメディアもほとんど言及していなかった。大阪の私たちの運動が、この論理を批判し、竹中が提起する「結果の平等をめざす労組機能」の実現のための課題をうたったのは、竹中の理論提起とともに、部落解放の差別撤廃闘争のなかで、“逆差別”論を実践的に打ち砕き、アフーマティブ・アクション（積極的差別撤廃政策）の具体化をめざしてきたからだと言える。

「結果の平等」を実現するために、何としても労基法改悪は阻止しなければならないのであって、雇用平等法制定と労基法改悪阻止は、二本立ての要求ではなかった。

<2>「共同の学びの場」の組織化と次世代への継承

1. 運動現場の必要性から「研究会」設立

大阪総評女性運動は、次々と提起される課題や、多様な市民団体との共同行動、政党系列の論争などに追われ、系統的な教育活動や職場活動の交流・継承を図る場が欠如しがちだった。また、役員のなり手がなく、続かない等の悩みも共通だった。

この悩みを解決するために、1977年7月に、退任した婦人部役員と現役活動家を繋ぐ個人加盟の組織として「関西婦人労働問題研究会」を設立した（1992年「関西女の労働問題研究会」に改称。以降、「女労研」と略す）。もちろん顧問に竹中に就任依頼して快諾いただき、言い尽くせぬ大きなお力添えをいただいた。

(1) 運動現場に必要な教育宣伝素材づくり

- ・「女性の年金権」の冊子 ・女性差別撤廃条約の解説の手引き（1982年）
 - ・スライド「はたらく女性と母性保護～合理化の波に抗して」（1978年1月）
 - 均等法施行を踏まえて 第2段②「女のしごとと健康～いきいきとしたたかに」（89年1月）
- 多くの職場で購入・上映され、全国で200本近く求められた。

(2) 新聞切り抜き「月刊クリッピング・ジャーナル女性」20年近く発刊

仕事と家庭責任と活動の3本立ての暮らしのなかで、「新聞読むヒマもない」の悩みに答えて、81年より、7紙の切り抜き情報紙発行。今のようにネット検索が浸透していない時期で、新聞情報は貴重だったので、多い時は全国で200人近い定期購読に広がった。99年12月まで発行し、その合本4冊は、歴史を刻む貴重な史料となっている。「メディア・リテラシー」の言葉も広がってない時期だった。

(3) 先輩たちの切り拓いた運動の歴史を継承

- ①『はたらく女たちの歩み・大阪39年 大阪総評婦人運動年表』（89年9月）
 - ②『次代を紡ぐ 聞き書き—働く女性の戦後史』30名のリーダー聞き書き（94年11月）
 - ③『働く女たちの記録 21世紀へ—次代を紡ぐ（公募編）』（2000年11月）
- 25名の応募

(4) 「共同の学びの場」づくり

総評解散後 毎年広く共同の学びの場を組織し、参加できない人にも共有するために同名の本を

出版。 以下はその内のいくつかを列挙

- ① 「ゼミナル女の労働」(90年8月～10月) 差別の仕組みから歴史・展望まで6回
 - ② 「ゼミナル男女共生社会の社会保障ビジョン」(96年2月) 5講座
 - ③ 「ゼミナル 共生・衡平・自律 21世紀の女の労働と社会システム」(97年9月) 5講座
- いずれも竹中顧問の講演が一番多いが、個別課題では第1線の専門家が登壇

2. 二つの「竹中セミナー」から新たなフォーラム発足

(1) 2002年「竹中恵美子ゼミ『労働とジェンダー』と一緒に学びませんか」

女労研の呼びかけで(ドーンセンター協賛事業) 1年間12講座 40名受講。

当初20名程度のゼミを企図していたが、受講動機の熱いミニレポートが40名も寄せられたので、全員受講。

➡学びっぱなしではなく、受けてない人にも共有するために、ゼミ生中心に編集して『竹中恵美子が語る「労働とジェンダー」』(ドメス出版)2004年出版

本書は、次期セミナーのテキストにもなり、全国の大学でテキストとして活用。

(2) 2011年「竹中恵美子に学ぶ～労働・社会政策・ジェンダー」

1年間15講座 70名が受講 女労研だけでなく、7名の企画委員が呼びかけて、毎回、講義へのコメントを加えた(大阪府男女共同参画推進財団の協賛事業)。

(3) 「フォーラム 労働・社会政策・ジェンダー」発足 2011年9月

2011年のセミナー受講生を中心に、運営委員会を発足させ、学んだ竹中理論を基礎に現代的課題に活かそうと、14回の例会を開催。

そして、2016年7月に報告集『いま、この時代に働くこと生きること～ディセントワーク実現をめざして』を出版し(A判140頁1,000円)、現在販売中で、広く活用をお願いしたい。(「2016年きんとう基金活動助成金」を受けて、出版とシンポジウム開催)

(なお、「女労研」は、役割を終えて2010年に解散し、この「フォーラム」に結集)

以上